

手 数 料 表

手数料負担者は 求人者 とします。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>無料</u>
【職業紹介サービス】 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>40 %</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>40 %</u>
【職業紹介の付加サービス】 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>40 %</u>

【サーチ／スカウト型】 特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>40 %</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>40 %</u>
--	---

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 14－ユ－301508

事業所の名称及び所在地 株式会社ジー・エイチ・エル
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 5-4-10

有料職業紹介事業手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	無料
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就業後年間に支払われる年間予定賃金の40%を上限とします。 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就業後年間に支払われる年間予定賃金の40%を上限とします。 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	成功報酬 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就業後年間に支払われる年間予定賃金の40%を上限とします。 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就業後年間に支払われる年間予定賃金の40%を上限とします。 手数料負担者は求人者とします。